

OCN契約者に対する「ABEMAプレミアム」の販売に関する規約 【現改比較表】 2023年5月25日現在

～2023年5月31日

2023年6月1日～

<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p>	<p>第1章</p> <p>第1条～第2条 (略)</p>
<p>第3条 本規約の変更</p> <p>当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上 (https://www.ntr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。</p>	<p>第3条 本規約の変更</p> <p>当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上 (https://www.ntr.co.jp/corporate_profile/agreement.html)への掲載その他の適切な方法により周知します。</p> <p><u>2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本規約に基づき当社が販売したABEMAプレミアムを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異論無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。</u></p> <p><u>3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。</u></p>
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>
<p>第2章～第3章 (略)</p>	<p>第2章～第3章 (略)</p>

<p>第4章 雑則</p> <p>第17条 免責</p> <p><u>当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、ABEMAプレミアムの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。</u></p> <p>2 当社は、ABEMAプレミアムの利用により生じる結果について、契約者に対し、ABEMAプレミアムの<u>提供に必要な設備の不具合</u>、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分<u>又はその他の原因を問わず</u>、責任も負わないものとします。</p> <p>3 <u>本規約</u>に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が<u>本規約</u>に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</p>	<p>第4章 雑則</p> <p>第17条 免責</p> <p><u>当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、本規約に定める範囲でのみ賠償責任を負うものとします。契約者は、ABEMAプレミアムの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。</u></p> <p>2 当社は、ABEMAプレミアムの利用により生じる結果について、契約者に対し、ABEMAプレミアムの<u>利用に必要な契約者の端末設備やネットワーク回線等の不具合</u>、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分等、<u>当社の責めに帰すべき事由がない場合</u>、責任を負わないものとします。</p> <p>3 <u>前条</u>に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</p>
<p>第18条～第26条 (略)</p>	<p>第18条～第26条 (略)</p>
<p>料金表 (略)</p>	<p>料金表 (略)</p>
	<p><u>附 則 (令和5年5月17日 レバN第009600000400-01号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。</u></p>